

議案第236号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、下原四丁目地区地区計画及び大名二丁目地区地区計画の区域  
における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項に  
ついて新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年  
福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 下原・香椎駅東地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 下原四丁目地区地区整備<br>計画区域 | 福岡広域都市計画地区計画下原四丁目地区地区計画の区域の<br>うち、地区整備計画が定められた区域 |
|---------------------|--|

別表第1 吉塚本町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 大名二丁目地区地区整備<br>計画区域 | 福岡広域都市計画地区計画大名二丁目地区地区計画の区域の<br>うち、地区整備計画が定められた区域 |
|---------------------|--|

別表第2 下原・香椎駅東地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

|                 |  |   |  |  |  |  |  |
|-----------------|--|---|--|--|--|--|--|
| 下原四丁目地区地区整備計画区域 |  | (1) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業に供する建築物<br>(2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物<br>(3) 法別表第2(と)項第3号、第4号及び第6号に掲げる建築物<br>(4) 法別表第2(ち)項に掲げる建築物 |  |  |  |  |  |
|-----------------|--|---|--|--|--|--|--|

別表第2中

|                |         |              |   |
|----------------|---------|--------------|---|
| 吉塚本町地区地区整備計画区域 | 再開発等促進区 | 業務地区<br>住宅地区 | を |
|----------------|---------|--------------|---|

|                |         |              |
|----------------|---------|--------------|
| 吉塚本町地区地区整備計画区域 | 再開発等促進区 | 業務地区<br>住宅地区 |
|----------------|---------|--------------|

|                 |         |   |  |        |  |  |  |
|-----------------|---------|---|--|--------|--|--|--|
| 大名二丁目地区地区整備計画区域 | 再開発等促進区 | (1) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業に供する建築物<br>(2) 法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる工場 | 都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率を10分の60とする都市計画が定められた土地の区域内の建築物 | 10分の55 |  |  |  |
|-----------------|---------|---|--|--------|--|--|--|

|  |                 |   |   |  |  |
|--|-----------------|---|---|--|--|
| 1,000 (公民館, 集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。) | 建築物の外壁又はこれに代わる柱 | (1) 市道下原唐原線, 市道下原松香台線及び市道下原814号線との敷地境界線 | 3 |  | 建築物の各部分の高さは, 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣接敷地との敷地境界線までの真北方向の水平距離が, 8メートル以下の場合にあっては当該距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とし, 8メートルを超える場合にあっては当該距離から8メートルを減じたものに0.5を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。 |
|  |                 | (2) 前号に掲げる敷地境界線以外の敷地境界線                 | 1 |  |  |

|  |   |                                    |   |  |   |
|--|---|------------------------------------|---|--|---|
|  | 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの | 福岡広域都市計画道路千代大手門線及び市道大名758号線との敷地境界線 | 2 |  | 都市計画の計画図において表示する広場の区域内の部分(床面(屋外の1階部分に設置される広場にあつては, 地盤面)からの高さが10メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないものを除く。) |
|--|---|------------------------------------|---|--|---|

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。